四　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七　成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号から第十六号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第五十七条の四　法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条　保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社（第五十七条の三に規定する会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条並びに次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ　当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ　当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。以下この章から第六章まで及び第九十四条第一項第八号において同じ。）の見込みを記載した書類

［条を加える。］

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条　保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号、次項第三号並びに次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ　当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ　当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、次条第一項第三号ロ及び第二項第四号、第五十九条の三第一項第二号ロ(7)、第八十六条の二第二項並びに第九十四条第一項第八号において同じ。）の見込みを記載した書類